

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)
地域名 (地域内農業集落名)	戸馳地区 (本村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、戸馳島に位置し樹園地(柑橘類)が多い。道路幅が狭い。農業後継者も少なく高齢化が進んでおり、働き手も不足している状況となっている。耕作放棄地の増加や有害鳥獣被害の増加なども懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備事業計画に合わせ、中間管理機構を活用し担い手への集積・集約を実現させることによる、生産コストの削減等を図る。樹園地(柑橘類)が多く、洋ランもあり観光農園をつくる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

宇城市三角町大字戸馳の一部

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備事業により集積・集約を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集積・集約を行うにあたり、中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道整備を促進するため、補助事業を活用し農道整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
本地区においては、戸数も少ないことから良好な立地条件を生かし、地区外からの法人や農家の誘致参加を目指し、受け入れ体制を整える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
収穫時期など、人手が必要である時期において労働力をあっせんできる仕組み(体制)をつくる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

新規就農者・研修生の受け入れ体制を整える。